

さくら美化センター熱回収施設
包括的運転管理委託業務

公募説明書

令和8年7月

さくら広域環境衛生組合

目 次

第 1	募集概要	1
第 2	事業概要	2
第 3	事業者選定の手続	4
第 4	募集要項	6
第 5	参加資格要件等	8
第 6	参加資格確認（資格審査）	11
第 7	本件施設の視察	12
第 8	提案書類の提出	13
第 9	提案書類の審査	16
第 10	優先交渉権者決定後の手続	18
第 11	契約保証金	19
第 12	その他	20
第 13	委託費の支払	21
別紙 1	参考資料	23

第1 募集概要

本公募説明書は、さくら広域環境衛生組合（以下「組合」という）が実施するさくら美化センター熱回収施設包括的運転管理委託業務（以下「本事業」という）における応募者の優先交渉権者の選定にあたり、事業を行う能力を持つ応募者のうち、優れた能力を有する運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 公告日

令和8年7月1日

2 発注者

さくら広域環境衛生組合 管理者 辻本 眞宏

3 担当窓口

さくら広域環境衛生組合 さくら美化センター

住 所： 〒639-3121 奈良県吉野郡大淀町大字西増 596 番地の3

T E L： 0746-47-1096

F A X： 0746-47-2135

E-mail： sakura-kouiki@kcn.jp

第2 事業概要

1 事業名称

さくら美化センター熱回収施設包括的運転管理委託業務

2 事業場所

奈良県吉野郡大淀町大字西増 596 番地の 3

3 施設概要

本事業の対象とする施設（以下「本件施設」という）の概要を図表 2-1 に示す。

図表 2-1 本件施設の概要

概要	施設名称:さくら美化センター 所在地:奈良県吉野郡大淀町大字西増 596 番地の 3 施設稼動:令和 5 年 10 月 1 日
能力	処理方式:間欠運転式 ストーカ炉 処理能力:21t/16h(21t/16h×1 炉)
設備内容	受入供給設備:ピットアンドクレーン方式 燃焼設備:間欠運転式ストーカ方式 燃焼ガス冷却設備:水噴射ガス冷却式 排ガス処理設備:有害ガス除去装置+ろ過式集じん器 通風設備:平衡通風方式(強制通風方式) 余熱利用設備:燃焼用空気予熱及び給湯 灰出し設備:半湿式 給水設備(生活用):受水槽方式 (プラント用):高架水槽方式 排水設備(ごみ汚水):炉内噴霧方式 (プラント排水):クローズドシステム (生活排水):クローズドシステム(合併浄化槽) 飛灰処理設備:薬剤(キレート)処理(固化処理) 電気・計装設備(電気設備):高圧受電 (計装設備):各種自動化装置の採用

4 事業内容

(1) 運営維持管理等

ア 組合が事業者として選定した企業若しくは企業グループと事業契約に至った事業者（以下「受託者」という）は、本件施設の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検・整備、部品等の調達、各種修繕・補修等（以下「運営維持管理業務」という）を行うものとする。

イ 組合は、受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という）にわたって施設を所有し、受託者は本件施設の運営維持管理業務を行うものとする。

ウ 受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自らの責任と費用において行うものとする。この場合、本件施設のプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という）の製品（以下「特定調達品」という）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。

エ 受託者は、本件施設において、現在の運転維持管理業務を実施している事業者（以下「既存運転事業者」という）から、円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という）にて、既存運転事業者からの引継ぎを行うものとする。

オ 組合は、受託者と協議の上、受託者が本件施設に係る募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合にこれら乖離に基づく費用負担等を組合に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という）を設定する。

カ 事業契約締結（以下「契約締結」という）から、事業終了までの期間（以下「事業期間」という）、受託者は事業契約に基づき、適切に業務を実施する。

5 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は以下のとおりとする。

- (1) 事業準備期間：基本協定締結日 ～ 令和9年3月31日
- (2) 乖離請求期間：令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
- (3) 運営期間：令和9年4月1日 ～ 令和21年3月31日
- (4) 事業期間：契約締結日 ～ 令和21年3月31日

6 提案上限額

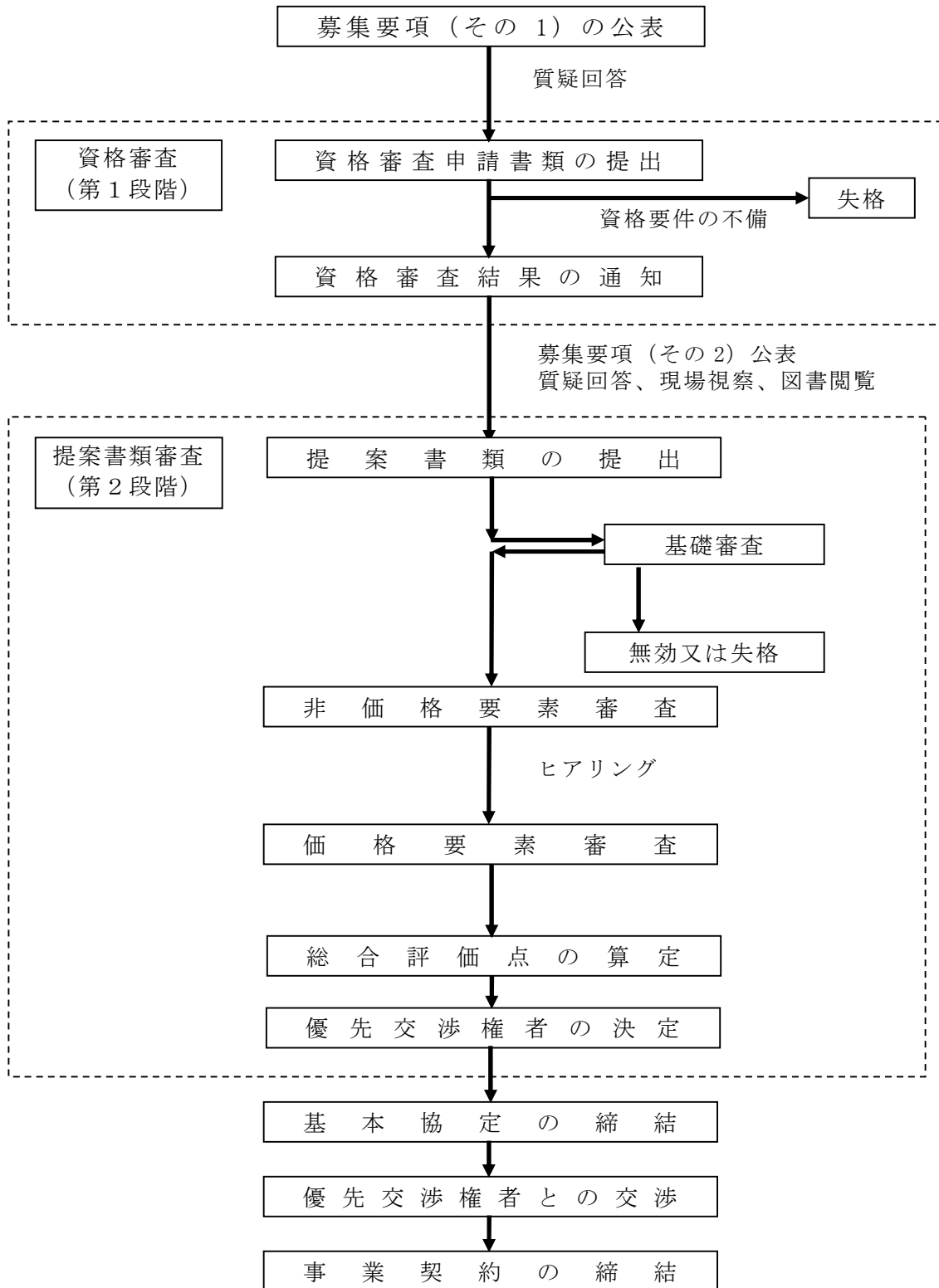
本事業は、提案上限額を事前公表する。

提案上限額 2,151,830,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

第3 事業者選定の手続

1 契約締結までの流れ

募集要項の公表から契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりであり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を行う。



2 契約締結までのスケジュール

公募公告から契約締結までのスケジュール（予定）は以下のとおりである。

No	内 容	時 期
①	募 集 要 項 （ そ の 1 ） の 公 表	令和8年7月1日（水）から
②	募 集 要 項 （ 公 募 説 明 書 ） の 質 疑 の 受 付	令和8年7月2日（木） ～令和8年7月10日（金）
③	募 集 要 項 （ そ の 1 ） の 質 疑 に 対 す る 回 答	令和8年7月21日（火）まで
④	資 格 審 査 申 請 書 の 受 付	令和8年7月22日（水） ～令和8年7月24日（金）
⑤	資 格 審 査 結 果 の 通 知	令和8年8月5日（水）
⑥	募 集 要 項 （ そ の 2 ） の 配 布	令和8年8月5日（水）
⑦	募 集 要 項 （ そ の 2 ） の 質 疑 の 受 付	令和8年8月6日（木） ～令和8年8月18日（火）
⑧	募 集 要 項 （ そ の 2 ） の 質 疑 に 対 す る 回 答	令和8年8月31日（月）
⑨	提 案 書 類 の 提 出 日	令和8年10月30日（金）まで
⑩	技 術 提 案 に 対 す る ヒ ア リ ン グ	令和8年12月中旬 予定
⑪	優 先 交 渉 権 者 の 決 定 ・ 公 表	令和9年1月中旬 予定
⑫	基 本 協 定 の 締 結 お よ び 契 約 詳 細 の 協 議	令和9年1月下旬 予定
⑬	事 業 契 約 の 締 結	令和9年2月下旬 予定
⑭	長 期 包 括 委 託 事 業 の 開 始	令和9年4月～

なお、上記スケジュール（予定）は応募者の応募資料提出の状況、審査委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

第4 募集要項

1 募集要項（その1）の構成

募集要項（その1）は以下の（1）～（4）の書類により構成される。これらの書類は応募資料を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- （1）公募説明書
- （2）要求水準書
- （3）優先交渉権者決定基準書
- （4）様式集（資格審査関係）

2 募集要項（その1）の配布

募集要項（その1）は、以下の期間から大淀町のホームページにて公表する。

（1）配布期間

令和8年7月1日（水）から

3 募集要項（その2）の構成

募集要項（その2）は以下の（1）～（3）の書類により構成される。これらの書類は提案書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- （1）基本協定書案
- （2）事業契約書案
- （3）様式集（提案書類審査関係）

4 募集要項（その2）の配布

募集要項（その2）については、資格審査の結果、参加資格が認められた応募者（以下「参加資格者」という）の代表企業に対して、資格審査結果通知書とともに送付する。

5 募集要項（その1）に関する質問・回答

公募説明書の内容等に関する質問を受け付ける。なお、第1回目については参加資格審査申請に関する質問のみとし、提出のあった質疑に関しては、参加資格審査に関するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

（1）質問方法

質問のある者は、質問書（様式第1号）にその内容を簡潔に記載し、電子メールアドレス宛に送信することとする。

原則として、郵送（書留）、口頭、電話等による質問は受け付けない。

（2）受付期間

令和8年7月2日（木）から令和8年7月10日（金）午後4時まで

（3）回答方法

令和8年7月21日（火）までに大淀町のホームページにおいて回答する。

6 募集要項（その2）に関する質問・回答

要求水準書及び契約書等、その他本業務に関する質問を受け付ける。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

（1）質問方法

質問のある者は、質問書（様式第1号）にその内容を簡潔に記載し、電子メールアドレス宛に送信することとする。

原則として、郵送（書留）、口頭、電話等による質問は受け付けない。

（2）受付期間

令和8年8月6日（木）から令和8年8月18日（火）午後4時まで

（3）回答方法

令和8年8月31日（月）までに参加資格者にメールにて回答する。

7 参考資料の配布・閲覧

参加資格者に対して、別紙に示す参考資料を配布するとともに、竣工図書等の閲覧を認めるものとする。

なお、申込みについては、資格審査申請書類提出時に行うこと。申込みを行った参加資格者の代表企業に対し、資格審査結果通知書とともに「参考資料配布・閲覧案内」を送付する。

（1）配布・閲覧日時 「参考資料配布・閲覧案内」に記載

（令和8年8月6日（木）から令和8年8月18日（火）までの期間において組合で調整の上、指定する。）

（2）注意事項等

- ア 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。
- イ 閲覧における資料のコピーを禁ずる。
- ウ 閲覧中のカメラ、ビデオ撮影等を禁ずる。
- エ 閲覧参加者は、5名以内とする。
- オ 閲覧参加者は、身分証明書等を携帯すること。

第5 参加資格要件等

公募に参加する単独企業若しくは企業グループ（以下「応募者」という）は、以下の資格要件を全て満たすものとする。また、組合は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1 応募者の構成

(1) 応募者に関する事項

応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という）、又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という）によるものとする。応募グループで参加する場合、資格審査申請書類の提出時に、構成する企業が本業務の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

(2) 応募手続きに関する事項

応募企業を代表企業とし、応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。

(3) 変更について

代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

(4) 否認事項

以下の事項については、これを認めない。

ア 資格審査提案書提出から基本協定書締結までの間、応募企業又は構成企業のいずれかが、他の応募企業又は構成企業となること。

イ 基本協定書締結までの間、応募企業又は構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社に該当する各法人が、他の応募企業又は構成企業となること。

ウ 同一応募者が複数の提案を行うこと。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 代表企業の参加資格要件

代表企業は、以下の要件を満たすこととする。

ア 令和8年7月1日の大淀町、下市町、天川村、黒滝村、川上村、東吉野村、さくら広域環境衛生組合のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 市町村等（一部事務組合を含む）が設置する一般廃棄物処理施設：ごみ焼却施設（ストーカ炉の建設及び運営維持管理業務の元請実績を有すること。

(2) 応募者に共通の参加資格要件

応募者は、以下の要件を満たすこととする。

ア 令和8年7月1日から受託候補者との契約の日までの期間に、大淀町、下市町、天川村、黒滝村、川上村、東吉野村から指名停止措置を受けている者でないこと。並びに他の官公署による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

イ 大淀町暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第1号）第2条、下市町暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第1号）第2条、天川村暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第1号）第2条、黒滝村暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第1号）第2条、川上村暴力団排除条例（平成23年9月22日条例第11号）第2条、東

吉野村暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 15 日条例第 13 号）第 2 条の規定による暴力団又は暴力団員に該当しない者であること、並びに、以下に示す各事項に該当しないこと。

- (ア) 当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。
 - (ウ) 当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得させしめ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得させしめ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む）。
 - (エ) 当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (オ) 上記(ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (カ) 組合発注に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という）に当たり、その相手方が上記(ア)から(オ)のいずれこれらを締結したとき。
 - (キ) 当該者が上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記(カ)に該当する場合を除く）であって、管理者が当該者に当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、当該者が正当な理由なしにこれに従わなかったとき。
 - (ク) 組合の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨かに該当することを知りながら管理者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- ウ 本業務に関する組合の発注支援業務等を受託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本業務において発注支援業務等を行う者は、以下のとおりである。
- ・株式会社 日産技術コンサルタント
- エ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- オ 以下に示す各法律の規定に該当する者でないこと。
- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
 - (イ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申し立てを行っている者。
 - (ウ) 会社法施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申し立て若しくは通告を行っている者。
 - (エ) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申し立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申し立てを行っている者。
 - (オ) 旧和議法（大正 11 年法律 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申し立て、旧会社

更生法（昭和 27 年法律第 172 条）第 30 条の規定による更生手続開始申立て及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者。

(カ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、旧会社更生法及び会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く）。

(キ) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

3 参加資格の取り消し等

(1) 参加資格確認基準日は、資格審査申請書受付の締め切りの日とする。

(2) 応募者を構成する企業が、公募公告日から資格審査申請日までの間に「第 5、2」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合、審査を継続することができるものとする。

ア 当該応募者のうち、「第 5、2」に掲げる資格を欠くこととなった企業以外の当該応募者の残存企業（以下「残存企業」という）が、「第 5、2」に掲げる資格を欠くこととなった企業に代わり新たな企業を補充した上で、応募者を構成し、かつ、提案書類の日までに参加資格の確認申請手続が完了し、参加資格を得られた場合。

イ 残存企業が、新たな企業を補充しなくても参加資格を満たしていることを組合が確認できた場合。

(3) 応募者を構成する企業が、提案書類提出から契約締結までの間に「第 5、2」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

第6 参加資格確認（資格審査）

組合は、応募者の参加資格確認を行うために資格審査を実施する。応募者は以下の内容に従って資格審査に係る申請を行い、審査を受けるものとする。

1 資格審査申請書類の構成

資格審査申請書類は以下のとおりとする。なお、(7)及び(10)については、応募者を構成する企業すべてについて必要とし、(8)～(9)については、資格審査後に行われる参考資料の配布・閲覧及び、本件施設の視察を希望する場合に提出すること。

- (1) 参加表明書（様式第2号）
- (2) 応募者の構成（様式第3号）
- (3) 参加資格確認申請書（様式第4号）
- (4) 委任状（代表企業に手続等を委任するもの）（様式第5号）
- (5) 運営維持管理業務等の実績（様式第6号①～②）
- (6) (5)の実績を証明する書類として当該業務の実績及び当該委託内容が明記されている請負契約書等（写し）
- (7) 守秘義務に係る誓約書（様式第7号）※応募者を構成する企業すべてについて必要
- (8) 参考資料の配布・閲覧申込書（様式第8号）※必要に応じて
- (9) 本件施設の視察申込書（様式第9号） ※必要に応じて
- (10) 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式第10号）※応募者を構成する企業すべてについて必要

2 資格審査申請書類の提出

資格審査申請書類は、正本1部をA4版フラットファイル2穴に綴じて、以下のとおり持参すること。

- (1) 受付期間 令和8年7月22日（水）から7月24日（金）まで
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 受付場所 「担当窓口」

3 資格審査結果

資格審査結果は、令和8年8月5日（水）までに「資格審査結果通知書」として書面により代表企業に通知する。

なお、資格審査結果通知書には参加者名を示すので、提案書類の指定された箇所に記載すること。

第7 本件施設の視察

参加資格者は、本件施設の視察を行うことができる。なお、申込については、資格審査申請書類提出時に行うこと。申込を行った参加資格者の代表企業に対し、資格審査結果通知書とともに「施設視察案内」を送付する。

1 視察日時 「施設視察案内」に記載

(令和8年8月6日(木)から令和8年8月18日(火)までの期間において組合で調整の上、指定する)

2 注意事項等 「施設視察案内」に記載

第 8 提案書類の提出

1 提案書類の構成

提案書類は以下のとおりとする。なお、様式集については、募集要項で示す。

- (1) 提案書類提出書（様式第 11 号）
- (2) 非価格要素提案書（様式第 12 号①～⑦）
- (3) 価格提案書（様式第 13 号）
- (4) 事業計画書（様式第 14 号①～②）

2 提案書類の提出

(1) 提出様式

ア 提出数は、「第 8、1、(2)(4)」については各々正本 1 部、副本 15 部、電子媒体 (CD-R) 3 枚を、「第 8、1、(1)(3)」については各 1 部を以下のとおり持参すること。

イ 提出様式としては、「第 8、1、(2)(4)」はそれぞれ A 4 版フラットファイル 2 穴に綴じること。なお、「第 8、1、(2)」の正本に「第 8、1、(1)」を併せて綴じること。「第 8、1、(3)」は封筒に入れ封緘の上、封筒に代表企業名を記載すること。

(2) 提出方法

ア 提出日 令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

イ 受付時間 午前 10 時～午後 4 時

ウ 受付場所 「担当窓口」

エ 注意事項

(ア) 電子媒体 (CD-R) には、「第 8、1、(1)(2)(3)(4)」のうち、電子データで提出が可能なものを格納すること。

(イ) 電子媒体 (CD-R) への格納の条件は次のとおりとする。

A CD-R : Windows フォーマット

B OS : Microsoft Windows 7 以降のバージョン

C 使用アプリケーション : Microsoft Word 及び Excel の 2010 以降のバージョン

(ウ) 提案図書等は、別紙に基づき作成し、用紙サイズについても、事業計画書を除き A 4 版にて統一し、片面印刷とすること。また、カラー等の使用については特に指定しないが、副本はモノクロ印刷とすること。

(エ) 本文の文字サイズは、10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

(オ) 提出書類に企業名やロゴマークは一切使用しないこと。

(カ) 提出した書類は、その一切を返却しないものとする。

3 参加の辞退

参加資格者は、提案書の受付締切日まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式第 15 号）を「担当窓口」へ持参すること。

4 参加の無効又は失格

以下のいずれかに該当する場合、参加は無効又は失格とする。

- (1) 参加資格のない者の応募
- (2) 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の応募

- (3) 組合が提出を求めた証明書等を提出しなかった者の応募
- (4) 代理人で委任状を提出しない者又は2以上の者の代理をした者の応募
- (5) 同一事項の応募について2通以上の提案書を提出した者
- (6) 価格提案書に記載された金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱し、又は不明な者
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為による応募をしたとき
- (8) 提案書類が不足しているもの
- (9) 価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- (10) 応募について不正な行為があったとき
- (11) 価格提案書に記載された金額が「第2、6」に示す提案上限額を超過したもの
- (12) 期限までに提案書類が到達しなかった場合
- (13) 価格提案書に記載された金額が、事業計画書（様式第14号②）に記載した積算総額と不整合の場合
- (14) その他公募条件に違反したとき

5 参加にあたっての留意事項

- (1) 参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 公正に募集手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、組合は当該参加資格者を募集手続に参加させない、又は募集手続の執行を延期若しくは取りやめることがある。
- (3) 後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる場合がある。
- (4) 組合が必要と認めた場合は、募集手続の延期、中止、又は取り消しを行うことがある。この場合、事業者に発生した費用は参加資格者の負担とする。

6 提案書類の修正等

提案書の提出後の修正、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、以下の場合において、組合は適正な評価を行うため修正等を行う場合がある。

- (1) 参加資格者の提出する提案書等のうち、事実を証明する資料について、誤記又は記載漏れ、その他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、不備の原因が、組合が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、かつ、当該事実について、組合が保有する資料により確認できる場合は、組合が保有する資料により評価する場合がある。
- (2) 参加資格者の提出する提案書等に、誤記又は記入漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、この誤記又は記入漏れが、その他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものであり、ヒアリング若しくは電話等による確認により、正しい記載内容を確認したときは、組合において誤記の訂正又は記入漏れの補記を行ったうえで評価する場合がある。

なお、提案書等の内容に参加資格者を特定できる表現がある場合は、組合において、抹消したあとに評価する。

- (3) 参加資格者の提出する提案書等に、資料の不足があるため、適正に評価することがで

きないと認められる場合において、非価格要素提案及び事業計画の内容に影響しない事項については、資料の追加提出の指示を行う場合がある。

7 著作権

組合は、著作権が参加資格者に帰属する提案書について公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保有する者は、当該公表について最大限配慮しなければならない。

8 その他

組合は、提案書類の提出があった時点で、参加資格者の名称等を公表することができるものとする。

第9 提案書類の審査

1 審査委員会の設置

組合は、優先交渉権者の審査を実施するにあたって、審査委員会を設置し、審査委員会の答申その審査結果に基づいて優先交渉権者を決定する。

なお、審査委員会は非公開とする。

2 審査方法

優先交渉権者決定基準書に基づき、次の（１）から（４）までの手順を経て優先交渉権者を決定し、その結果を各参加資格者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

（１）基礎審査

基礎審査では、公募説明書や要求水準書等に規定された要件を満足できるか否かの審査を行う。

（２）非価格要素審査

（１）の基礎審査を通過した参加資格者を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。なお、非価格要素審査にあたっては、提案内容に関する理解を深めるため、ヒアリングを実施する。

（３）価格要素審査

本事業は、「第２、６」に示す提案上限額を超過していない範囲である参加資格者の提案価格を、優先交渉権者決定基準書に定める価格要素審査点算出式により価格要素審査点を算定する。

（４）優先交渉権者の決定

（２）で決定した非価格要素審査点と（３）で決定した価格要素審査点から優先交渉権者決定基準書に定める総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「優先交渉権者」とする。なお、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、非価格要素審査点の高い者を優先交渉権者と選定し、非価格要素審査点が同じである場合はくじによって決定する。

（５）優先交渉権者の失格

参加資格者を構成する企業が、優先交渉権者決定から契約締結までに、組合との運営業務委託契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条、第８条第１項または第１９条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合

イ 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人もしくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合

3 審査事項

優先交渉権者決定基準に示す。

4 審査結果の通知

審査結果は、参加資格者（代表企業）に対して「さくら美化センター熱回収施設包括的運転管理委託業務優先交渉権者選定結果」として、書面により通知する。

5 審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに「さくら美化センター熱回収施設包括的運転管理委託業務優先交渉権者選定結果」として、大淀町のホームページにて公表する。

第10 優先交渉権者決定後の手続

1 基本協定書の締結

組合と優先交渉権者は、審査結果の通知・公表後すみやかに（5日以内に）基本協定書を締結する。

2 契約詳細の協議

組合と優先交渉権者は、事業契約の締結のために契約詳細について協議を実施するものとする。ただし、契約詳細の協議は、事業契約書案の詳細の調整を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものである。

3 事業契約の締結

組合と優先交渉権者は、本事業の契約を締結する。

4 その他

優先交渉権者が事業契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から「優先交渉権者決定基準」における順位の高い者から順次契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

第 11 契約保証金

1 契約保証金

- (1) 契約保証金は、各年度の委託料の額の 100 分の 10 以上の金額とする。
- (2) 契約保証金に代わる担保として提供できるものは、金融機関の保証とする。また、組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約保証金の納入は、別途組合が指定する方法で納付し、契約締結時にその領収書を担当窓口に掲示すること。また、契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合は、保証を証する書面を担当窓口まで提出すること。

第 12 その他

1 審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかったもの及び優先交渉権者とならなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

(1) 説明請求受付

ア 受付の期日等

最終審査対象者が、審査結果についての説明を求める場合には、審査結果を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（期間中における組合の休日を除く）に「担当窓口」へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。

イ 請求方法

- (ア) 説明請求書は、持参又は郵送のみ受け付けるものとする。
- (イ) 郵送の場合は、郵便書留又は配達記録郵便とする。
- (ウ) 持参の場合は、午前 10 時から午後 4 時までの受付とする。
- (エ) 宅配便、メール、ファックスによるものは受け付けない。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中における組合の休日を除く）に書面により行う。

2 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続に関して、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

3 使用言語、計量単位、通貨及び時刻

応募に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法第 51 号）に定めるもの、通貨は日本国通貨（円）、時刻は日本標準時とする。

第 13 委託費の支払

委託費の支払いについて以下に示す。なお、詳細については事業契約書案に示すものとする。

1 委託費の構成と算出方法

組合から受託者に支払う委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。

固定費は、委託費のうち処理対象物の処理費用に係らず、本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費のことであり、受託者の提案した価格を基に、運営期間にわたって平準化した費用のことをいう。

変動費は、委託費のうち処理対象物の処理費用に応じて必要とする変動的な経費のことであり、受託者の提案した価格を基に、運営期間にわたって平準化した費用のことをいう。

委託費を構成する固定費及び変動費単価は、受託者が事業者選定時に提出した事業計画書における金額及びその計算根拠を基に、具体的な数値を決定するものとする。

(1) 委託費 = 固定費 + 変動費

(2) 変動費 = 変動費単価 × 当期の処理対象物の処理量

この場合、各費用の内容は次のとおりとする。

委託費（円）： 組合から受託者に支払う委託費

固定費（円）： 処理対象物の処理量に関係なく支払う固定的な経費
(人件費、点検費、補修費、予備品・消耗品費、事務経費等)

変動費（円）： 処理対象物の処理量に応じて支払う変動的な経費
(燃料、薬品等)

変動費単価（円/t）： 処理対象物の処理量 1 t 当たりの変動的な経費単価

2 委託費の支払方法

組合は、委託費を毎月支払うものとし、事業契約書案の規定に従い業務報告書を受領した場合は、受領した日から 10 開庁日以内に委託業務の遂行内容を確認し、その結果を受託者に通知するものとする。受託者は、組合の確認通知を受領した場合、速やかに対象となる月に相当する請求書を組合に対して提出するものとし、組合は、請求を受けた日から 30 日以内に受託者に支払うものとする。

3 委託費の減額

組合は、受託者の本業務の履行において、事業契約書案に記載する要求を満足しない行為があった場合は、その都度ペナルティポイントを受託者に課しそのポイントの蓄積状況により委託費の減額を行うものとする。

4 委託費の見直し

事業年間の物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則として、次の考え方に従い、委託費へ反映させるものとする。

(1) 変動要素の見直しは、毎年 10 月 1 日に見直しを行う。

(2) 変動要素の見直し時点から実際の委託費が支払われる時期までに大幅な乖離が生じた場合、組合と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができる。

なお、見直しに係る評価指標は官公庁が公表する各種指数を基に行うものとし、前年度のこれらの指数を基に、上記 1 の固定費及び変動費単価について補正を行い、当該年

度の委託費（固定費及び変動費）を算出する。ただし、受託者が合理的に説明される見直しに係る評価指標を提示した場合は、この限りでない。

別紙1 参考資料

1 配布資料

以下の資料については、参加資格者等に対して配布する。

なお、当該資料の配付にあたって施工企業から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除又は黒塗りにした上で配布するものとする。

- (1) 全体配置図
- (2) 機器配置図
- (3) 建物及び施設断面図
- (4) フローシート

2 閲覧資料

以下の資料については、参加資格者等に対して閲覧を認める。

なお、当該資料の閲覧にあたって施工企業から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除又は黒塗りにした上で閲覧するものとする。

- (1) 竣工図書
- (2) 運転データ